

2026 小城市エコフェスタ出店規定

- (1) 出店者又は従業者は、官報で公示された指定暴力団の構成員でないこと。
- (2) 出店申込者と当日の出店者は同一であること。
- (3) 出店者は指定された場所に出店し、営業・販売は指定された場所内とする。
- (4) 営業時間は 10 時から 15 時までとする。
- (5) 出店者採択に際し、物販内容等により市が採択を行う。
- (6) キッチンカーの設置場所や各コマ位置の決定は市が行う。
- (7) 飲食物を扱う場合は保健所の臨時営業許可が必要となるため、各自で申請を行い許可を受けておくこと。
- (8) 必要なものはすべて出店者自身で準備すること。
- (9) 小城市のイメージを悪化させることのないよう、次の事項を遵守すること。
 - ・大音量で音楽を流さない。
 - ・言動や服装に注意する。
 - ・自店内外の衛生管理及び周辺の清掃美化に努めること。
- (10) 店舗周辺を登り旗、ボード等で装飾する場合は、他の店舗や通行人の邪魔にならないように配慮すること。
- (11) 撤収は指定する時間内に行うこと。
- (12) 自店で発生した食べ残しを含むすべてのゴミは、出店者が責任を持って持ち帰ること。
- (13) 調理器具以外の火気使用は不可とする。また、火の取扱には十分注意し、消火器、バケツに水を張っておくなど、各出店者で準備すること。
- (14) 期間中の商品・備品等の管理・保管については出店者の自己責任において行うこと。万一盗難等が発生しても主催者はその責任を負わない。
- (15) 天変地異、その他不可抗力等により会場内において出店できなくなった場合、その損料、感謝料等について主催者は一切の責任を負わない。